

京都市告示第 609号

道路法第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように廃止します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和8年1月15日

京都市長 松井孝治

路線名	供用廃止の区間	供用廃止の期日
紫野門前経23号線	北区紫竹西高繩町14番地地先から 同町18番地の4地先まで	告示の日
山科大宅経25号線	山科区大宅鳥井脇町11番地地先から 同町23番地地先まで	同上
八条経5号線	下京区薬園町174番地の36地先から 同区二人司町11番地の8地先まで	同上

(建設局土木管理部道路明示課)